政府実行計画の見直しについて(令和7年2月18日閣議決定)

- 政府実行計画:政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画。(地球温暖化対策推進法第20条)
- 今回、**2035年度に65%削減・2040年度に79%削減(それぞれ2013年度比)の新たな目標を設定**し、 **目標達成に向けて取組を強化**。[現行計画の2030年度50%削減(2013年度比)の直線的な経路として設定]
- 毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつフォローアップを行い、着実にPDCAを実施。

再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組

太陽光発電

- ✓ 2030年度までに設置可能な政府保有の建築物(敷地含む)の約50%以上に太陽光発電設備を設置、 2040年度までに100%設置を目指す。
- ✓ ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。また、社会実装の状況(生産体制・施工方法の確立等)を踏まえて 導入目標を検討する。

建築物の建築

- ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、2030年度以降には更に高い省工 ネ性能を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。
- ✓ 建築物の資材製造から解体(廃棄段階も含む。)に至るまでの**ライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める**。 ※ ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

財やサービスの購入・使用に当たっての取組

公用車/ LED

- ✓ 2030年度までにストックで100%の導入を目指す。※ 電動車は代替不可能なものを除く
- 電力調達
- ✓ 2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再工ネ電力とする。以降、2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。

GX製品

- ✓ 市場で選ばれる環境整備のため、率先調達する。
 - ※ GX製品:製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、 CFP(カーボンフットプリント)がより小さいもの

その他の温室効果ガス排出削減等への配慮

- ✓ 自然冷媒機器の率先導入等、フロン類の排出抑制 に係る取組を強化
- ✓ Scope 3 排出量へ配慮した取組を進め、その排出 量の削減に努める。
- ✓ 職員にデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。
 - ※ Scope 3 排出量: 直接排出量(Scope1)、エネルギー起源間接排出量(Scope2)以外のサプライチェーンにおける排出量